

● 国立研究開発法人情報通信研究機構役員報酬規程

(平成16年4月1日 04規程第17号)

| | | | |
|----|-------|--------|-----------|
| 改正 | 平成17年 | 11月29日 | 05規程第24号 |
| 改正 | 平成18年 | 3月28日 | 05規程第68号 |
| 改正 | 平成19年 | 3月20日 | 06規程第34号 |
| 改正 | 平成20年 | 7月1日 | 08規程第26号 |
| 改正 | 平成21年 | 11月24日 | 09規程第26号 |
| 改正 | 平成22年 | 11月30日 | 10規程第12号 |
| 改正 | 平成24年 | 4月3日 | 12規程第1号 |
| 改正 | 平成24年 | 6月19日 | 12規程第13号 |
| 改正 | 平成27年 | 3月6日 | 14規程第52号 |
| 改正 | 平成28年 | 2月23日 | 15規程第39号 |
| 改正 | 令和4年 | 3月16日 | 21規程第38号 |
| 改正 | 令和4年 | 5月26日 | 22規程第1号 |
| 改正 | 令和6年 | 1月16日 | 23規程第25号 |
| 改正 | 令和7年 | 2月20日 | 24規程第74号 |
| 改正 | 令和8年 | 1月29日 | 25規程第38号 |
| 改正 | 令和8年 | 3月26日 | 25規程第116号 |

(総則)

第1条 国立研究開発法人情報通信研究機構の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 報酬(非常勤の役員に対するものを除く。)は、本給、特別調整手当、通勤手当、テレワーク手当及び特別手当とする。

(本給)

第3条 本給は、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を月額として支給する。ただし、その者の業務の実績に応じ理事長が特に認める場合には、これを超えて定めることができる。

- 一 理事長 1, 224, 000円以内で別に定める額
- 二 理事 852, 000円以内で別に定める額
- 三 監事 852, 000円以内で別に定める額

(特別調整手当)

第4条 特別調整手当は、東京都小金井市に在勤する役員に支給する。

2 特別調整手当の月額は、本給の月額に、100分の16の割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程(05規程第76号。以下「職員給与規程」という。)第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替え、また職員給与規程及び情報通信研究機構通勤手当支給細則(05細則第7号)において役員はテレワーク職員と

みなすものとする。

(テレワーク手当)

第5条の2 テレワーク手当は、役員が国立研究開発法人情報通信研究機構テレワーク規程(11規程第25号)第6条に規定する場所で勤務(以下「テレワーク」という。)した場合(1日の勤務時間の一部について在勤する勤務場所にて勤務を行った日を除く。)、1日につき、200円を支給する。

2 テレワーク手当の額は1か月につき、21から同一月で出勤した日数を控除した数に200円を乗じて得た額を上限とする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 報酬(特別手当を除く。)の支給日は、その月の月額を毎月16日に支給する。ただし、16日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第173号)による休日(以下「休日」という。)に当たるときは15日、15日が休日に当たるときは16日以後の最も近い休日でない日とする。

2 前項の支給日に支給する報酬は、当月分の本給及び特別調整手当並びに前月分の通勤手当及びテレワーク手当とする。

3 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、それぞれの支給日が土曜日及び日曜日に当たるときは、その日前において、最も近い土曜日及び日曜日でない日とする。

4 報酬は、法令等に定めるところにより、役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接その役員に支給する。

5 役員が報酬の全部又は一部をその者の自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(新たに役員となった者の報酬)

第7条 新たに役員となった者には、その日から報酬(特別手当を除く。以下第8条及び第9条において同じ。)を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第8条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(報酬の日割計算)

第9条 前2条の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から休日及び年末年始の休日(12月29日から1月3日までの休日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(特別手当)

第10条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員も同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額、本給に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別に定める支給割合を乗じて得た額を基準

として基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長の認めるところにより、その者の業務の実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 一般職の国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合は、基準日以前6箇月以内における一般職の国家公務員としての在職期間を前項の在職期間に通算する。

4 第1項にかかわらず、特別手当は、役員が任命権者の要請に応じ、引き続いて一般職の国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続いて一般職の国家公務員となった場合には、その退職が、基準日前1箇月以内の退職であっても支給しない。

(特別手当の不支給及び支給の差止め)

第11条 特別手当の不支給及び支給の差止めについては、職員給与規程第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「役員」と、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるほか、第23条中「前条第1項」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構役員報酬規程第10条第1項」と、同条第1号中「就業規則第57条第1号に掲げる懲戒解雇又は第2号に掲げる諭旨免職の処分を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号に該当して解任された」と、それぞれ読み替えるものとする。

(非常勤役員報酬)

第12条 非常勤の役員に対する報酬は、日額及びテレワーク手当とする。

2 日額35,700円以内で別に定める額とする。ただし、その者の業務の実績に応じ理事長が特に認める場合には、これを超えて定めることができる。

3 テレワーク手当は日額が35,500円を超える場合は支給しない。

(その他)

第13条 理事長は、この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人通信総合研究所の役員であった者が、当該施行日において引き続き機構の同名の役員となった場合の特別手当の算定における在職期間については、独立行政法人通信総合研究所における在職期間（独立行政法人通信総合研究所における第10条第3項に相当する期間がある場合は当該期間を含む。）を通算する。

附 則（平成17年11月29日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の適用の前日から引き続き機構の役員として役員報酬を受けていた役員（非常勤であるものを除く。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 この規程の適用日以後、新たに任命された役員のうち、任命の事情を考慮して前項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められる役員については、前項の規定に準じて、本給を支給することができる。

附 則（平成19年3月20日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月24日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳以上の役員に対する特例措置）

第2条 平成30年3月31日までの間、役員に対する次に掲げる報酬の支給に当たっては、役員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該役員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額

二 特別調整手当 当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

三 特別手当 それぞれその基準日現在において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に、当該役員に支給される特別手当の割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した役員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した役員に対する附則第2条の規定の適用については、同条中「役員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年改正規程（10規程第12号）施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成24年4月3日）

第1条 この規程は、平成24年4月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

（規程の特例）

第2条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 特別調整手当 当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に当該職員の10

0分の9.77を乗じて得た額

二 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

3 特例期間においては、平成22年11月30日改正附則第2条の規定の適用を受ける役員に対する第1項、第2項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成22年11月30日改正附則第2条第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「本給月額に対する特別調整手当の月額に」とあるのは「本給月額に対する特別調整手当の月額から平成22年11月30日改正附則第2条第2号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項2項中「特別手当の額に」とあるのは「特別手当の額から平成22年11月30日改正附則第2条第3号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。

4 特例期間においては、第12条中「34,900円」とあるのは「31,500円」とする。

(平成24年6月に支給する特別手当に関する特例措置)

第3条 平成24年6月に役員に支給する特別手当の額は、第10条及び平成22年11月30日改正附則第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成23年4月1日に役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に12を乗じて得た額

二 平成23年6月1日において役員であった者に同月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月1日において役員であった者に同月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額

2 平成23年4月2日以降に役員になった者のうち、国立研究開発法人情報通信研究機構役員退職手当規程(04規程第18号)第2条第2号に規定する2号役員に該当する者に平成24年6月に支給する特別手当の額は、当該役員が平成22年12月2日から引き続き在職しているものとみなして前項の規定を適用する。この場合における本給月額(特別手当の基礎とすべき本給の月額を含む。)は、当該役員が役員となった月の属する月に受けるべき本給の額(日割により支給されている場合にあっては日割前の額)とする。

附 則 (平成24年6月19日)

この規程は、平成24年6月19日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月6日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き同一の役職に在職する役員(非常勤であるものを除く。)で、その者の受ける本給月額が同日に受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を限度として別に定める額を本給として支給する。

2 この規程の施行日以降に新たに任命された役員について、任命の事情等を考慮して前

項の規定に準じて本給を支給することができる。

附 則（平成28年2月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 第4条中「100分の15」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の13」とする。

附 則（令和4年3月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日の前日において、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される役員については、施行日に情報通信研究機構通勤手当支給細則（05細則第7号）第20条第1項第5号の事由が発生した職員とみなし、同条及び同細則第21条を適用する。

附 則（令和4年5月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年5月31日から施行する。

（令和4年6月に支給する特別手当に関する特例措置）

第2条 国家公務員等（国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員退職手当規程（05規程第73号）第15条に規定する国家公務員等をいう。）が国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員就業規則第1条に定めるパーマネント職員として、令和3年12月の期末手当の支給を受けた後に退職し国等の機関に所属した後、当該国等の機関の要請に応じて職員となるため当該国等の機関を退職し、その後、機構の役員となった場合又は国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて役員となった場合におけるその者に対する令和4年6月に支給する特別手当の額は、本規程第10条により算定される特別手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、107.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（令和6年1月16日）

この規程は、令和6年1月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月20日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年2月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構役員報酬規程（以下この条において「役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和8年1月29日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年1月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構役員報酬規程（以下この条において「役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和8年3月26日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。